

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 3 部門第 1 区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公開番号】特開2017-65999(P2017-65999A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2015-195412(P2015-195412)

【国際特許分類】

C 0 3 C 27/12 (2006.01)

B 3 2 B 17/10 (2006.01)

【 F I 】

C 0 3 C 27/12 D

B 3 2 B 17/10

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

1 層の構造又は 2 層以上の構造を有する合わせガラス用中間膜であって、  
中間膜における表面層として、熱可塑性樹脂と可塑剤と金属元素とを含む第 1 の層を備え、

前記第 1 の層は、水を用いて液滴法で測定した接触角が 73 ° 未満である値を示す第 1 の層である、合わせガラス用中間膜。

【請求項 2】

前記第 1 の層中の前記金属元素の含有量が 20 ppm 以上、200 ppm 以下である、請求項 1 に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項 3】

アルカリ金属塩及びアルカリ土類金属塩の添加に由来して、前記第 1 の層が、前記金属元素を含む、請求項 1 又は 2 に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項 4】

前記金属元素が、多価金属元素である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項 5】

酢酸マグネシウム又は 2 - エチル酪酸マグネシウムの添加に由来して、前記第 1 の層が、前記金属元素を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項 6】

2 層以上の構造を有する合わせガラス用中間膜であって、  
中間膜における表面層として、熱可塑性樹脂と可塑剤とを含む第 2 の層を備え、  
前記第 1 の層の第 1 の表面側に、前記第 2 の層が配置されている、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項 7】

前記第 2 の層が、金属元素を含み、

前記第 2 の層は、水を用いて液滴法で測定した接触角が 73 ° 未満である値を示す第 2 の層である、請求項 6 に記載の合わせガラス用中間膜。

**【請求項 8】**

第 1 の合わせガラス部材と、  
第 2 の合わせガラス部材と、  
請求項 1 ～ 7 のいずれか 1 項に記載の合わせガラス用中間膜とを備え、  
前記第 1 の合わせガラス部材と前記第 2 の合わせガラス部材との間に、前記合わせガラス用中間膜が配置されている、合わせガラス。